

# 健康福祉委員会資料

## (健康福祉局関係)

### 1 請願・陳情の審査

- (2) 陳情第43号 令和6年度における障害児者・透析者を含む移動困難者に対する通院支援を求める陳情

資料 1 腎臓機能障害者（人工透析者）に対する移動の助成等について

参考資料1 バス乗車券交付及び福祉キャブ運行事業の見直し内容について

参考資料2 他都市におけるタクシー利用券の交付状況

令和6年2月1日

健康福祉局

## 腎臓機能障害者(人工透析者)に対する移動の助成等について

## 1 本市の身体障害者数

- 令和4年度は、身体障害者 36,964 人に対し、腎臓機能障害 1 級の方は 3,553 人、そのうち 65 歳以上の方は 2,176 人で、腎臓機能障害 1 級の方の 60%以上を占めています。
- 直近 3 年でみると、身体障害者は減少傾向ですが、腎臓機能障害 1 級の方は、微減、微増の変化が見られます。

【表 1】本市の身体障害者数及び腎臓機能障害 1 級の障害者数

(各年度末現在)

(単位：人)

年度	身体障害者	腎臓機能障害 1 級			
		内、65 歳以上			
			※ 1	※ 2	
令和 2 年度	37,780	3,547	約 9.4%	2,162	約 61.0%
令和 3 年度	37,277	3,510	約 9.4%	2,136	約 60.9%
令和 4 年度	36,964	3,553	約 9.6%	2,176	約 61.2%

※ 1 身体障害者に占める割合

※ 2 腎臓機能障害 1 級に占める割合

## 2 重度障害者福祉タクシー利用券交付事業の概要

本事業は、市営・民営バスの利用が困難な移動の制約を伴う重度障害者に対して、福祉タクシー利用券を交付し、タクシー乗車料金の一部を助成することにより外出と社会参加を促進するものです。

## (1) 平成 24 年度及び平成 25 年度の見直し

- 平成 24 年 10 月から、交付対象者に精神障害者保健福祉手帳 1 級の方を新たに追加しました。
- 平成 25 年 4 月から、交付枚数を人工透析のために週 3 回以上通院されている透析患者について、月 10 枚から 14 枚に、その他の対象者は月 6 枚から 7 枚に増やしました。
- 利用枚数は、1 回の乗車で 1 枚としていた利用制限を無くし、複数枚利用可能としました。

- 1 枚あたりの助成上限額を従来のタクシーの初乗り運賃に合わせて 660 円でしたが、複数枚の利用が可能になったことから、500 円に変更しました。

【表 2】重度障害者福祉タクシー利用券交付事業の制度の見直しの経過

実施時期	対象者	交付内容
平成 24 年 9 月まで	ア身体障害者手帳 1～2 級 ※1 イ療育手帳 A1～A2(知能指数 35 以下) ウ身体障害者手帳 3 級※1 かつ療育手帳 B1 (知能指数 36 以上 50 以下)	交付枚数 1 か月あたり 6 枚(週 3 回以上人工透析で通院している腎臓機能障害の方は 10 枚) 助成額 1 枚あたり 660 円 (福祉有償運送は 500 円)
平成 24 年 10 月から	ア身体障害者手帳 1～2 級 ※1	利用枚数 1 回の乗車につき 1 枚
平成 25 年 4 月から (現行)	イ療育手帳 A1～A2(知能指数 35 以下) ウ身体障害者手帳 3 級※1 かつ療育手帳 B1(知能指数 36 以上 50 以下) エ精神障害者保健福祉手帳 1 級	交付枚数 1 か月あたり 7 枚(週 3 回以上人工透析で通院している腎臓機能障害の方は 14 枚) ※2 助成額 1 枚あたり 500 円 利用枚数 1 回の乗車につき複数枚利用可

※ 1 下肢・体幹・視覚および内部障害に限る

※ 2 交付枚数の根拠となる計算方法について

年間日数 365 日 ÷ 週の日数 7 日 × 3 回の通院 ÷ 12 か月 = 13.03 (枚)

## (2) 令和 4 年度交付者数

- 交付者合計が 12,796 人のうち、アの身体障害者手帳 1・2 級の下肢・体幹・視覚・内部障害の身体障害者は 10,957 人、更にそのうち、週 3 回以上透析で通院されている方は 2,113 人で、交付者全体の約 16.5%となっています。

【表3】福祉タクシー券令和4年度の交付者数（カッコ内は前年比増減数）

対象者	交付者数
ア身体障害者 身体障害者手帳1・2級の下肢・体幹・視覚・内部障害者	10,957人 (-17)
内部障害のうち、人工透析のために週3回以上通院されている腎臓機能障害者（再掲）	2,113人 (+35)
イ知的障害者 療育手帳A1・A2（知能指数35以下）	1,468人 (+110)
ウ重複障害者 身体障害者手帳3級の下肢・体幹・視覚・内部障害者かつ療育手帳B1（知能指数36以上50以下）	10人 (+1)
エ精神障害者 精神障害者保健福祉手帳1級	361人 (-12)
合 計	12,796人 (+82)

（3）福祉タクシー利用券交付業費の推移（決算額ベース）

- ・令和4年度は約3億7,000万円となっており、見直し前の平成24年度の約2億2,500万円と比べ約1億4,500万円増加しています。
- ・タクシー券全体の交付枚数に占める透析患者の交付枚数の割合から推計すると、透析患者に係る事業費は令和4年度約1億300万円となっており、平成24年度の約6,000万円と比べ約4,300万円増加しています。

【表4】直近3年間の事業費の推移

（単位：千円）

年度	決算額	うち、透析患者の占める金額（※）
平成24年度	225,341千円	60,391千円
令和2年度	329,525千円	92,267千円
令和3年度	361,711千円	101,279千円
令和4年度	370,699千円	103,795千円

※ タクシー券の交付枚数のうち、割増交付（週3回以上透析による通院）枚数の占める割合から推計

（4）指定都市の状況

- ・すべての指定都市でタクシー券を交付しています。
- ・人工透析を受けられている方への助成額を比較すると、本市は年間84,000円となり、横浜市と同額で、名古屋市99,600円に次ぐ助成額となっています。

3 移動が困難な方に対する支援

- ・透析施設が行う送迎サービスの内容は、送迎区間や費用など施設によって提供内容が異なります。
- ・タクシーの介護保険適用について、介護保険においては、要介護認定を受けた方が通院する際に、車両への乗車又は降車の介助等を行う場合に、介護給付費を支給します。なお、訪問介護事業所等が道路運送法の福祉輸送事業等の許可を受けている場合は、訪問介護員等が自ら運転して透析施設等に送迎することができますが、運賃は介護給付費の支給の対象外となります。

4 陳情に対する本市の考え方

福祉タクシー券の交付については、平成24年度と平成25年度に改善の見直しを行っており、車椅子を常用されている重度障害者との公平性の観点、他の移動支援サービスとの関係性、財政などの課題もあります。

障害者の外出支援に関する制度を持続可能なものとするため、今年度実施している障害者の外出支援事業に係る実態調査の結果や、他の政令市の動向、通院手段などについて当事者団体のご意見を伺いながら、制度検討の中でタクシー券についても検討してまいります。

透析施設の送迎サービスについては営利が絡むことから、また、介護保険における乗車・降車介助等の支援については引き続き介護保険法令等に基づき、適切に対応してまいります。